

令和2年度農産物（野菜類・果実類・穀類・茶）の

放射性物質検査計画について

令和2年3月25日
千葉県農林水産部安全農業推進課

1 目的

令和2年3月23日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部・以下ガイドライン）では、本県産の農産物（野菜類、果実類、穀類、茶）は検査指定品目ではないが、自主的な検査としてガイドラインに則した方法により、県産農産物の安全性を確認し、円滑な流通に資するため、放射性物質検査を実施する。

2 検査対象品目

（1）県の主要品目等

- ・ダイコン、キャベツ、キュウリ、ニンジン、トマト、ジャガイモ、タマネギ、ネギ、レタス、ホウレンソウ、サツマイモ、サトイモ、ハクサイ、落花生、エダマメ、カブ、サヤインゲン、シュンギク、ナバナ、スイカ、スイートコーン、ヤマトイモ、パセリ、ミツバ、シシトウ、ソラマメ、ナス、ピーマン、イチゴ、メロン、コマツナ、ショウガ
- ・ナシ、ビワ、ユズ、クリ
- ・米、麦、大豆、茶

3 検査対象品目及び検査対象市町村並びに検体数

区分	検査対象品目	検査対象市町村	検査点数
県の主要品目等	・指定野菜 ダイコン、キャベツ、キュウリ、ニンジン、トマト、ジャガイモ、タマネギ、ネギ、レタス、サトイモ	指定野菜 ^{※1} の野菜指定産地を対象とし、指定産地の主な市町村（原則として面積の多い市町村）から1点ずつとする。ただし、1品目あたり最大2点までとする。また、同一市町村で春作と冬作がある場合などは原則として出荷の早いもので検査する。 ^{※1} 指定野菜：野菜生産出荷安定法に基づく指定野菜をいう。	12点

	・輸出有望品目 サツマイ、イチゴ、ナシ	主要産地 ^{※2} のある農業事務所毎に1市町村(原則として作付面積の多い市町村)で1点とする。 ※2 主要産地：品目別作付面積(青果物生産出荷統計)が県平均以上の市町村	10点
	・その他主要品目等 柿、リンゴ、ハクサイ、落花生、エダマメ、カブ、サインゲン、シュンギク、パプリカ、スイカ、スイートコーン、ヤマトイモ、パセリ、ミツバ、シト、ソラマメ、ナス、ピーマン、メロン、コマツナ、ショウガ、ヒヨコ、ユズ、くり、大豆、茶	原則として最も面積の多い市町村1点とする。ただし、過去の検査の継続性を考慮する。	25点
	米	原則として各農業事務所管内の最も作付の多い市町村で1点とする。	10点
	麦	主要産地 ^{※3} (市町村単位)を対象とし、市町村ごとに1点とする。 ※3 主要産地：平成28年産麦類作付面積(作物統計)が小麦については50ha以上の市町村(作付市町村の平均面積約25haの2倍)、その他の麦種については最も作付面積の多い1市町村	7点
	市町村生産振興品目 ・市町村が要望する品目	廃止	—
合計			64点

4 検査の頻度及び時期

(1) 頻度

- ・品目の生産出荷等の実態に応じて計画し、定期的(隔週1回程度)に実施する。ただし、米は毎週実施する。
- ・原則として分析は水曜日実施。結果は翌日の木曜日(17:00~19:00)に公表する。

(2) 時期

原則として、出荷開始前から出荷初期段階で実施する。ただし、麦は販売する前^{*}に実施する。

- ※【集荷業者を通す場合】出荷業者が販売する前
- 【個人出荷等】個人等が販売する前

5 検査結果に基づく措置

基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は、検査頻度を強化する。基準値を超えた食品については、別途必要な措置をとる。